

## 盛岡市教育大綱について

平成27年6月2日  
教育委員会・市民部

改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「改正地教行法」という。）に基づき、総合教育会議において協議し、「盛岡市教育大綱」を策定したので報告するものである。

### 1 総合教育会議について

首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための対等な執行機関同士の協議・調整の場として、改正地教行法により設けられ、5月14日に開催した。

※構成員：市長，教育委員長，教育長，教育委員3名の計6名

### 2 大綱について

#### (1) 大綱策定の趣旨

改正地教行法の規定において、地方公共団体の長がその地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することと定めており、首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

#### (2) 大綱の概要について

- ア 「総合教育会議」において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。
- イ 国の「教育振興基本計画」の基本的な方針を参考とし、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を記載事項とする。
- ウ 首長と教育委員会のそれぞれが尊重義務を負うこととなる。
- エ 対象期間は、首長の任期が4年であり、国の教育振興基本計画の期間が5年であることから4～5年程度としている。

#### (3) 「盛岡市教育大綱」について

盛岡市教育大綱は、盛岡市教育振興基本計画（平成27年4月策定）に掲げる「目指す市民像」及び「基本的な方向性」を基に策定した。

### 3 策定スケジュール

平成27年5月14日	盛岡市総合教育会議
5月22日	市長決裁により策定
5月25日	教育福祉常任委員会，庁議，教育委員会定例会
6月2日	全員協議会

# 盛岡市教育大綱

## 目指す市民像

多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人

## 基本的方向性 (5つの施策)

目指す市民像を実現するため、5つの施策を掲げる。施策ごとの基本的方向性は、次のとおりとする。

### 施策1 子どもの教育の充実

子ども一人一人の個性を生かし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるように、学校や家庭、地域などが連携しながら、子どもの教育の充実と健全な育成を図ります。

#### <重点項目>

- 先人教育の推進
- キャリア教育の推進
- 学校体育の充実
- 教育振興運動の推進
- 安全安心な教育環境の確保

### 施策2

### 生涯学習の推進

誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図ります。

#### <重点項目>

- 家庭教育支援の充実
- 社会教育施設の整備・充実

### 施策3

### 歴史・文化の継承

地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります。

#### <重点項目>

- 文化財の保護と活用
- 博物館等施設の整備・充実

### 施策4

### 芸術文化の振興

誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

#### <重点項目>

- 芸術・文化活動の充実
- 文化施設の整備と活用

### 施策5

### スポーツの推進

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」であり、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

#### <重点項目>

- スポーツを「する」環境づくり
- スポーツを「支える(育てる)」環境づくり
- 2016「希望郷いわて団体」・「希望郷いわて大会」への取組

## 総合教育会議の概要について

### 1 位置付け

(1) すべての地方公共団体において設けられた。

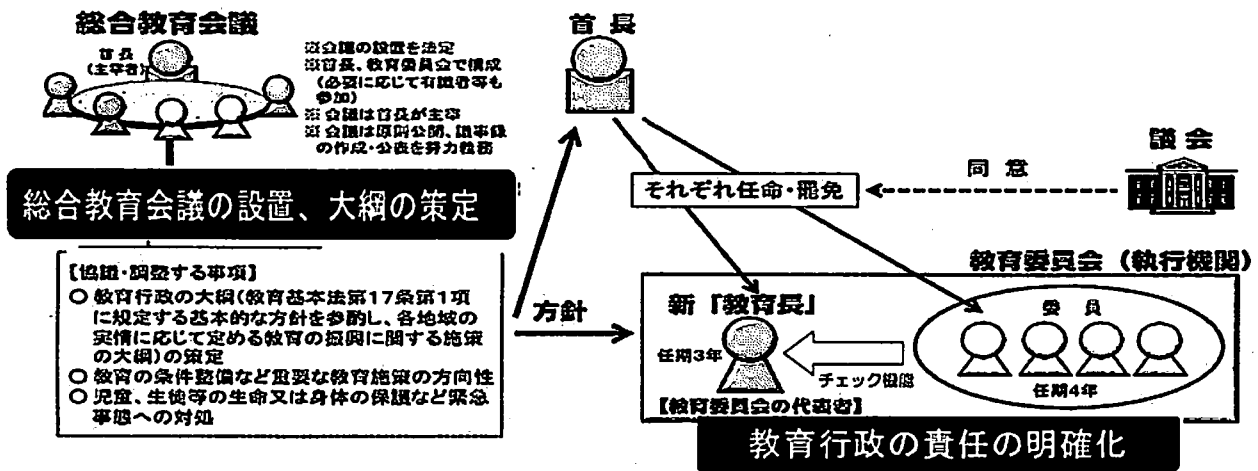
※法定設置（条例又は規則で総合教育会議の設置を定める必要はない。）

(2) 首長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場

※決定機関でない。

※地方自治法に基づく附属機関には当たらない。

(3) 会議において調整がついた事項について，市長と教育委員会は，それぞれ尊重義務を負う。



### 2 運営等について

区分	地教行法（第1条の4）で規定している主な内容
協議・調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する「大綱」の策定及び変更</li> <li>・教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策</li> <li>・児童、生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態への措置など</li> </ul>
構成員	市長及び教育委員会
招集	市長が招集
招集の要求	教育委員会は，総合教育会議の招集を求めることができる。
意見聴取	関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。
会議の公開	原則，公開とする。 ※個人の秘密保持の必要，会議の公正を害される恐れがあると認めるとき，公益上必要があるときは非公開とすることができる。
議事録	会議終了後，遅滞なく，議事録を作成し，公表する。 ※努力義務

## 大綱の概要について

## 1 趣旨

首長に大綱の策定を義務付けることにより，地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育，学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

## 2 位置付け

教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策

## 3 大綱の概要について

区分	地教行法等で規定している主な内容
策定	市長が策定する。
参考とする事項	国の「教育振興基本計画」の基本的な方針を参考にする。
記載する事項	予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針 ※地方公共団体の教育振興基本計画を大綱に代える場合は，別途，大綱を作成する必要はない。
協議・調整	・策定（変更）するときは，総合教育会議で協議する。 ※市長と教育委員会が十分に協議・調整した上で大綱に記載
公表	策定後に遅滞なく公表する。
法律上の効果	市長と教育委員会のそれぞれが尊重義務を負う。 ※目標を達成できなかった場合，尊重義務違反にはならない。
対象期間	4～5年程度